

## 令和2年第6回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年6月19日(金) 午後2時

2 開催場所 雫石町総合福祉センター 大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一  
2 番 上和野 忠一  
3 番 一本木 孝久  
4 番 山本 長栄  
5 番 上野 哲  
6 番 小赤澤 悦子  
7 番 佐々木 秀子  
8 番 新田 善男  
9 番 木村 正美  
10 番 諏訪 剛郎  
11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

雫石 小谷地 明弘  
雫石 長坂 則雄  
雫石 細川 仁  
雫石 田村 國彦  
御所 藤本 伸  
御所 米澤 正記  
御所 川口 英敏  
御所 細川 健一  
西山 高橋 浩之  
西山 岡本 忠美  
西山 野々村 正男  
西山 櫻田 一夫  
西山 葛根田 善栄  
御明神 伊藤 庄一  
御明神 林尻 勇人  
御明神 中村 守男  
御明神 横欠 初男

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 御明神 石塚 正美

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊

主 査 高 橋 直 也

主 査 上 路 里 子

開会時刻 午後2時00分

議長

只今の出席議員は、農業委員11名、推進委員17名、計28名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和2年第6回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては、2番 上和野忠一委員、5番 上野哲委員、田村國彦推進委員、野々村正男推進委員、林尻勇人推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、田村國彦推進委員をお願いします。

田村 推進委員

雫石地区、田村です。農地転用完了の番号1番と番号2番の調査報告をいたします。

始めに番号1についてですが、場所は6ページにあります、「農転完了：〇〇」となっているところで、町道〇〇線の〇〇に隣接する場所です。こちらは、〇〇を新築する目的で申請され、昨年3月の総会で審議したもので、転用目的のとおり工事が完了し利用されていることを確認しました。

次に番号2についてですが、場所は6ページにあります、「農転完了：〇〇」となっているところで、〇〇から南へ約130mに位置します。こちらは〇〇を新築する目的で申請され、本年1月の総会で審議したもので、現地を確認したところ、こちらも転用目的のとおりすべての工事が完了し、転用目的のとおり利用されていることを見て参りました。以上報告といたします。

議長

確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

委員

「なし」の声

議長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

委員

「なし」の声

議 長                    なければ、これで諸般の報告を終わります。

議 長                    これより本日の議事日程に入ります。日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、栗石町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員                    「異議なし」の声

議 長                    異議なしと認め、会議録署名人には、4番 山本長栄委員、5番 上野哲委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

議 長                    日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。この総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委 員                    「異議なし」の声

議 長                    異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議 長                    日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査                ただいま上程されました議案について説明いたします。2ページをお開き願います。

（議案書朗読説明）

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1    ○○が所有する、田9筆、畑2筆、面積計○○㎡について、農業者年金の継続受給のため、孫の○○と使用貸借しようとするものであります。

番号2    ○○が所有する、畑1筆、面積○○㎡について、○○に贈与しようとするものであります。

番号3    ○○が所有する、畑1筆、面積○○㎡について、○○に贈与しようとするものであります。

なお、番号2、番号3のそれぞれ譲り受け人である○○と○○は夫

婦でございます。

番号4 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○と売買しようとするものであります。

以上説明いたしました案件に係る調査書を5ページ、6ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1から番号3を2番 上和野忠一委員、番号4を野々村正男推進委員にお願いします。

2番 上和野委員

2番、上和野です。現地調査全般についてご報告いたします。6月15日、第4班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査全般についての報告は以上です。

2番 上和野委員

引き続き番号1から3について、ご報告いたします。始めに番号1についてですが、場所は9ページにあります、「3条：○○・○○」となっているところで、○○集落にある○○から北へ約200mに位置する場所と○○から北東へ約200m付近一帯の場所です。詳細な位置などは、別冊資料の1～4ページをご覧ください。本件は○○さんの後継者であった○○さんが亡くなったことから、継続して農業者年金を受給するため孫の○○さんと使用貸借を行うものです。現地を確認したところ適切に管理されており、また、利用状況が変わるものでもないことから問題はないものと思われます。

次に番号2と3については、番号2の譲受人の○○さんと番号3の譲受人の○○さんとはご夫妻ということで、それぞれ農地を取得しますが、お二人で耕作される計画ですので合わせてご報告します。始めに場所ですが、番号2は9ページにあります、「3条：○○・○○」となっているところで、先ほどの○○からこちらは南東へ約370mに位置する場所です。番号3も9ページにあります、「3条：○○・○○」となっているところで、○○から北東へ約450mに位置する

場所です。詳細な位置などは、別冊資料の5～8ページをご覧ください。二つの申請につきまして、それぞれ農地の所有者から贈与を受けて新たに農地を取得し新規就農するものです。現地については、どちらも野菜畑として適正に管理されておりました。両案件とも贈与ということですが、それぞれ所有者との合意のもとでの申請ですし、所有権移転後についても、現在と同様に〇〇さんご夫妻で耕作するというので、申請要件を満たしての申請ですので問題ないと思われまます。以上で報告といたします。

野々村 推進委員

西山地区、野々村です。番号4について、ご報告いたします。場所は9ページにあります、「3条：〇〇・〇〇」となっているところで、〇〇から北東へ約700mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の9～10ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、〇〇さんの転作田として牧草を作付けしている農地が、今回の申請地である〇〇さんの所有地の奥にあるため、利便性の向上や規模拡大を図ることを目的に、〇〇さんからの要望で売買するものだと聞いております。現地は牧草として適切に管理されており、売買後も同様に利用する計画ですので問題ないものと思われまます。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。番号2と3について、ご夫婦でやるということについては今分かりました。問題は調査書に「野菜を一般的な方法で生産する計画である」と書いてありますが、新規就農者が一般的な方法で生産するというのはどういう形での作付けをするのか。現在の状況は畑になっていて、実際そこは作付けしている箇所なのか教えていただきたい。

高橋主査

一つ目の、野菜を一般的な栽培方法でについてですが、申請内容の補足として、30年程前に転用をとることを条件として、転用許可を取れば宅地として使えるということで分譲された場所であります。仮登記者としてこの〇〇さんご夫妻それぞれお金を払っているということで、その当時から実際のところ2人が管理しています。〇〇から通って、現在もその場所で野菜を栽培しており、そのまま引き続きやられるということで、今回正式な3条の申請があり、転用は取れないのでそういったことで取得したということで、現在も野菜畑として利用されております。

9番 木村委員

全部宅地みたいに整理されている図面だなんて思って見ていたんですけれども、分譲された時点から作付けをしていて、ただ自分の物になってなかったという状況だったので、今回正式に新規就農という形で整理をするという状況ですね。今まで新規就農だとトラクター持っているだとか色んなことを書いてあったりしていたものですから、それが今回「一般的な方法」というのはどういうものが一般的な方法というのかなと思って。わかりました。

議長

ほかにございませんでしょうか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第4、議案第2号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。7ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。農用区域からの除外について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、山林1筆、面積○○㎡のうち○○㎡について、子の○○が一般住宅建築のため。

番号2 ○○が所有する、畑1筆、面積○○㎡のうち○○㎡について、○○が太陽光発電施設整備のため。

番号3 ○○が所有する、山林1筆、面積○○㎡のうち、○○㎡について、○○が重機・資材置き場増設のため。

番号4 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡のうち○○㎡について、子の○○が一般住宅建設のため。

番号5 ○○が所有する、山林1筆、面積○○㎡のうち○○㎡について、太陽光発電施設設置のためそれぞれ農用区域から除外しようとするものであります。

以上5件の案件について、いずれの案件につきましても農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する農用区域から除外する農用区域の変更の各要件を満たしているものと思われま

す。  
番号6 ○○が所有する、山林2筆、面積計○○㎡について、集团的農用地の要件を満たさず同法第10条第3項に非該当のため、町の判断により農用区域から除外しようとするものであります。

本案件につきましては、同法第10条第3項の要件を満たさないことから農用区域から除外する要件を満たしていると思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に本案件の現地確認委員の報告について、農振農用区域からの除外申請の番号1から番号4を、5番 上野哲委員、番号5と番号6を林尻勇人推進委員にお願いし

5番 上野委員

ます。  
5番、上野です。番号1から4についてご報告いたします。始めに番号1についてですが、場所は10ページにあります、「農振除外：○○」となっているところで、○○から南東へ約450mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の11～14ページをご覧ください。本件は一般個人住宅の新築を目的に申請され、農振農用区域内であることから除外の申請がされたものと聞いております。現地を確認したところ、地目は山林となっておりますが、宅地と町道に隣接する場所で、農業上の利用には影響を及ぼす恐れはないと思われま

すので、一部土地の除外については問題ないものと思われま

次に番号2についてです。場所は9ページにあります、「農振除外：○○」となっているところで、昨年11月から同社が○○のため借り受けている場所です。詳細な位置などは、別冊資料の15～17ページをご覧ください。本件は、○○に係る電気代が高額なことから、○○施設として使用していない部分に太陽光発電設備を設置し、その売電収入を経費に充て経営を効率化することを目的に計画したものだ

と聞いております。現地を確認したところ、計画している部分も含め申請人が借受けている農地はきれいに管理されておりました。計画地は山林と宅地に接しており計画内容から農業上の利用には影響を及ぼす恐れはないと思われま

除外：〇〇」となっているところで、〇〇が所有する土地に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の18～20ページをご覧ください。本件は、〇〇が重機や資材置き場の増設を行う計画で、隣接する〇〇さんの山林へ土地を拡張するものです。現地についても隣接する山林への施設の拡張であることから、農業上の利用には影響を及ぼす恐れはないと思われまますので、一部土地の除外については問題ないものと思われまます。

最後に番号4についてですが、場所は10ページにあります、「農振除外：〇〇」となっているところで、〇〇から北へ約400mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の21～24ページをご覧ください。本件は、一般個人住宅の新築を目的に申請され、農振農用区域内であることから除外の申請がされたものと聞いております。現地を確認したところ、〇〇さんのご自宅がある宅地と町道に隣接する場所できれいに管理されており、一部除外し住宅を建てることで農業上の利用に影響を及ぼす恐れはないと思われまます。以上で報告といたします。

林尻 推進委員

御明神地区、林尻です。番号5と番号6について報告いたします。始めに番号5についてですが、場所は10ページにあります、「農振除外：〇〇」となっているところで、〇〇から南西へ約420mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の25～27ページをご覧ください。本件は、一部土地の農振除外で、地目は山林ではありますが土地の有効的な活用を図るため、太陽光発電設備の設置を行う計画と聞いております。現地を確認したところ、周辺土地も山林に囲まれており、農業上の利用には影響を及ぼす恐れはないと思われまますので、一部土地の除外については問題ないものと思われまます。

次に番号6についてですが、場所は10ページにあります、「農振除外：農振法第10条第3項非該当」となっているところで、〇〇から東へ約120mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の28～29ページをご覧ください。一覧表では申請人等が記載されておりますが、土地所有者から一般個人住宅を建築したいとのことで町へ相談があり、町が現地を確認したところ、周辺は宅地化しており集团的農用地としての要件を満たしていなかったことから、今回は町が判断し除外することとしたものと聞いております。現地についても周辺土地の状況から、農業上の利用には影響を及ぼす恐れはないと思われまますので、除外については問題ないものと思われまます。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。



9番 木村委員

9番、木村です。太陽光発電について最近では太陽光発電というところすぐOKになっている感じがします。少し前であると太陽光発電についてももう少し色々な資料も業者から出されて詳しい説明があったのではないかなど。最近では太陽光発電というと農業とセットで進んでいるし、その下をトラクターで作業する事もできるしとか。事務局にどういう説明がありどういう資料が出ているのか。太陽光というとみんな素直に進めなきゃならないなと感じる気がするので、詳しい説明や資料を私達のところにも出してもらってもいいのではないかなどと思います。今後太陽光発電についてはもうちょっと慎重な資料等もお願いしたいと思います。

高橋主査

今回皆さんから意見等を頂くのは、農業振興地域整備計画に関する事でございます、申請は町農林課に出しております。その申請の際には詳しい太陽光の資料等の写しは頂いていますが付けておりません。そこがもし農地であれば、農地転用の申請が出ますので、その際にはこちらの方でもっと詳しい資料を求めます。売電収入の見込みとか。転用が出た際にはその辺までお付けしたいと思います。

議長

ほかにございませんでしょうか。

10番 諏訪委員

10番、諏訪です。この〇〇さんは、〇〇を借用してやる時、元々太陽光発電の会社だと最初聞きましたよね。その時に発電設備を作るんじゃないのって私質問したんですけども、その時は計画は無いということでした。すぐこうやって太陽光発電を設置したいということになると、〇〇もやりながらだから許可は出るんでしょうけれども、であれば、残る部分も専門が太陽光発電の会社なので〇〇と併用して太陽光発電を増やしていきたいということもあろうかと思われれます。したがって、この太陽光発電、確かに〇〇やりながらと言いますけれども、〇〇は二の次で太陽光発電が主な目的になりかねないなという印象はあります。確かに農地には変わりないのでしょうけれども、撤退とかした時に、取壊しとか非常に費用がかかるでしょうし、これ以上増やすという可能性もないのか、その辺も大事な農地が失われるわけですよね。ですから、そういった部分をもう少し聞き取って頂きたいと思います。今後ですね。

高橋主査

2番の〇〇さんは、上野委員から報告がありましたが、去年〇〇ということで農地を借り受けてやっている会社です。農業委員会で審議後に担当者から農業委員会にも相談があり、〇〇の施設の経費が300～400万円位かかるということで、一部〇〇をやっていない部分

だけを使って太陽光発電の売電でやれば1/3を賄えるからなんとかお願いしたいという相談でした。それで農用地でしたので農林課にも話を繋いでこのような申請が出てきたところです。現在使っている〇〇の施設の所にまでかかるものではないものと聞いておりますので、もしまた〇〇さんがいらした時には、そういった事が無いよう合わせて伺いたいと思います。もし、意見なしということで農振外れば、今度は農地転用の申請が出てきますので、もっと詳しく聞きたいと思います。

議長                   この件は農林課の手続きの話になってきますので。ほかにございませんでしょうか。

高橋 推進委員       近隣の農地を持っている方々からは、太陽光発電増やしてほしいと。自分が農地として管理しているけれども、畑として使っていないとか、太陽光発電を増やしてくれればうれしいという方もいらっしゃいます。そういう声も聞いていますので一概には言えませんが賛成している方の意見もありますので。

10番 諏訪委員       結局はその人達もやりたいということですか。

高橋 推進委員       そうです。

議長                   この件につきましてはお聞きしましたので参考にしていきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

9番 木村委員       9番、木村です。諏訪委員の方からも今後拡大する見込みはないのかという質問が出て、そこはクエスチョンの状態でいますので、これを1～6まで一括して審議して採決を採ると、他のは賛成なんだけど、これは反対だといった時に、一括してだと問題になってくると思うので、〇〇と他について分けて可否の判決を採れないかどうかを提案したいと思います。

議長                   暫時休憩します。

議長                   休憩を解いて再開します。ただいま木村委員から提案があり、番号1、番号3～6を一括で賛否を採ります。番号2は単独で賛否を採りたいと思います。これにご異議ございせんか。

委員                   「異議なし」の発声

議 長 異議なしと認め、これより採決に入ります。番号 1、番号 3～6 について原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。次に番号 2 の決を採りたいと思います。原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「挙手多数」

議 長 挙手多数であります。よって議案第 2 号、雫石農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後 2 時 5 0 分